

【神科小学校 いじめ防止等対策マニュアル】

1 いじめ防止等対策の基本方針

〈いじめの定義〉

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの等も含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的/心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

〈基本方針〉

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校を作るために、「上田市立神科小学校いじめ防止等対策基本方針」を策定する。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に、『いじめ等対策校内委員会』を設置する。構成員は、教頭・教務主任・生徒指導係主任・対象児童学年主任・対象児童学級担任・(必要に応じて養護教諭等)とする。また、状況によっては、市教委とも連携を図り、教育委員会主催による対策委員会を設置して対応する。その場合の構成員は、・校長・教頭・教務主任・教務副主任・養護教諭・人権同和教育係主任・生徒指導主任・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・PTA三役とする。必要に応じ、関係する児童の保護者及び神科交番所長や心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

3 具体的ないじめ等防止のための方策

(1) 子どもたちへの指導

- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切に作る心(みんなかけがえのない存在であることを理解)を道徳の時間や学級指導の時間、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。年2回のなかよし旬間・月間(7月・11月)には、全児童と相談の機会を持つとともに、人権同和教育の授業を保護者・地域の方々に公開し家庭でも話題にしてい

ただく。

- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見て見ぬふり」は “いじめ” をしていることにつながることや、“いじめ” を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
→学級だより等でクラスの様子を家庭へ知らせていく。
- ⑥ 情報教育では、はじめに“情報モラル”指導用教材などを使い、“情報モラル”を守る大切さを指導する。
- ⑦ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡を丁寧に扱う。
- ⑧ 児童会による、なかよしづくりにかかわる様々な活動や学年・児童会の社会福祉施設との交流など、子どもたちの計画した活動を大切に扱う。
- ⑨ “いじめ問題”の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA集会や学校だより、ホームページ等を通して伝える。
- ⑩ 年2回のなかよし週間・月間にあわせながら各学期にアンケート（いじめも含めて）を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑪ 年1回、「相談旬間」を実施し、児童とのコミュニケーションを深めるとともに、児童の実態を把握する。
- ⑫ 全校でQ-U検査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にとらえて、必要な児童への支援を行う。また、検査結果を有効活用するために、結果のとらえや分析、また、カンファレンス等の具体について学ぶ職員研修を行う。
外部講師やスクールカウンセラーによる研修会等を計画し、児童理解の力量を高める。
- ⑬ いじめを早期に相談できるように指導しておく。
- ⑭ 差別を許さない子どもたちに育てていく。（家庭と共に。家庭の協力が不可欠と判断）

（2）早期発見・早期対応のための方策

- ① 職員会議の時間に、児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会” “いじめ不登校等校内委員会” “生徒指導委員会” “校内支援委員会”等からの報告をもとに、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に子どもたちに声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③ いじめに関するアンケート（学期1回）やQ-U検査の結果（年2回実施）等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

（3）相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“～全校のおともだちへ～困っていることがあれば〇〇先生へ声をかけてください。・・・などという相談窓口”の表示等を工夫する。
- ② 11月に相談旬間をとり、担任教諭や養護教諭との相談の機会を設定する。
- ③ 全職員、“元気のない子ども” “いつもと様子が違う子ども” “職員会議で名前が挙がっている子ども”に積極的に声がけを行う。
- ④ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、該当委員会長に連絡し、委員会を通して協議し、全職員で情報を共有する。

(4) 職員研修

- ① 城東地区学校職員会人権同和教育研修会【7月】（城東地区学校職員会7月26日）
城東地区の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研修を深める。
- ② 学級経営研修 Q-U検査の分析法や集団作りへの活用方法等の理解
学級経営の中間見直しの一つの資料とし、個別の指導方針や芽球経営に対する課題設定をするためにQ-U検査を実施する。外部講師を招き、Q-U検査の分析と活用を学び、いじめ等が心配される児童を把握する。
- ③ 人権同和教育に関わる参観授業実施【11月】
11月の参観日で、保護者・地域の皆様に人権同和教育の授業を参観していただく。その後の学級学年PTAでは、人権感覚を養うための話、携帯やインターネットをめぐる問題についての研修をする機会をとる。
- ④ 五中区ブロック人権同和教育研修会【11月10日】
五中区ブロックで、人権同和教育の授業をとおして、人権感覚を養う授業はどうあったらよいか等研修を深める。**令和3年度 第五中学校会場**

※ 重大事態が発生した場合の対処

- (1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。
- (2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“神科小学校の「いじめ等対策委員会」を母体とする組織”を設置し、調査・報告・対応に当たる。
- (3) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 校長及び教員は、児童生徒がいじめを行っている場合で教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。
- (5) いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

※ “市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「神科小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。

※ いじめが発生した場合の報告

- (1) いじめの認知事案については、月ごとにまとめて翌月の初めに上田市へ報告する。
- (2) たとえ児童同士で解決した事案であっても、冒頭に記述されているように、一方が、あるいは両方が心身の苦痛を感じたものであれば、軽微なものであっても報告の対象となる。
- (3) 認知段階は三段階で、Ⅱ、Ⅲの段階と判断されるものは、別に詳細について報告書を提出する。
- (4) 別紙の報告書(上田市の書式による)が職員室南口左の書架に保管されているので、認知した事案についてはできるだけ速やかに状況を記入し、校長と教頭に報告する。

神科小学校・いじめ対応マニュアル（補足） R4

1 「いじめ」とは

いじめの定義

「いじめ」とは「児童生徒が、一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。起こった場所は学校の内外を問わない。
(いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

いじめの態様

- ◇冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずし、集団による無視、嫌がらせ。
- ◇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（けんか、遊びを問わない）
- ◇金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇インターネットやスマートフォンを通じてパソコンや携帯電話で、誹謗中傷や仲間外し等の嫌なことをされる。

2 いじめ発見のポイント・・・「わずかの変化、わずかのサインを見逃さない」

いじめ発見のチェックポイント

□登下校時

- ・遅刻・欠席が増える
- ・始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ・教職員と視線が合わず、うつむいている。挨拶しなくなる。
- ・特に用事もないようなのに、教職員に近づいてくる。
- ・一緒に登校する友だちが違ってくる。

□朝の会

- ・提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
- ・元気がなく、表情がさえない。
- ・頭痛、腹痛、吐き気等を訴える。
- ・担任が教室に入ってから、教室に入る。
- ・欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

□授業中

- ・保健室、トイレに行くようになる。
- ・忘れ物が目立つ。
- ・決められた座席と違う場所に座っている。
- ・周囲の子が机、いすを離して座ろうとする。
- ・教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- ・正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- ・他の子から発言を強要される。突然個人名を出される。
- ・球技の際にパスされなかったり、逆にパスが集中したりする。

□休み時間・給食時・清掃時

- ・給食・弁当を一人で食べるが多い。
- ・一人でいることが多く、集団の行動を避けるようになる。
- ・遊びと称して、友だちとふざけ合っているが、表情がさえない。
- ・掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

□帰りの会、下校時

- ・用事がないのに、教師や職員室の周りにいる。
- ・靴や傘などが紛失する。
- ・帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- ・配布したプリントが特定の子に渡らない。
- ・あわてて下校する。または、いつまでも学校に残っている。

いじめ問題への対応の基本

〔さ〕最悪の事態を想定して

〔し〕慎重に

〔す〕素早く

〔せ〕誠意を持って

〔そ〕組織的に対応する

3 いじめ発生への対応

(1) いじめられている子への対応

【変化に気づいたとき】

- やさしく自然な声かけをする。「最近何か変わったことないか。」「悩み事はないか。」
- その子と会う機会や過ごす時間をとる。

【相談するとき】

- 個別に話しやすい場所で行い、秘密にすることを伝える。加害者に気づかれないように。
- 全てを受け入れる姿勢で、親身になって聞く。「君にもいけないことがある」「気にしすぎない方がよい」などと指導を入れない。
- 時間をかけてじっくり事情を聞く。
- 相談にくるまでの苦悩を理解し、相談したことへのねぎらいの言葉をかける。
- 担任が相手をしにくい場合は、養護教諭や心の相談員など他の教師に話を聞いてもらう。
- 話を聞きながら、「あなたを絶対守る」というメッセージを伝える。一度担任不信を招くと関係を修復することは難しい。勇気を出して相談しているのだという気持ちで話を聞く。

【実態把握】

- 実態と構造を詳しく聞く。5W1Hを丁寧に確認。自分はどのようにしたのか。親に相談したのか。
- 他の教師にも情報を教えてもらう。専科、心の相談員、保健室、事務室等。
- 事実のみを時系列で記録をとっておく。

(2) いじめられた子の保護者への対応

- 保護者との相談の場合は、複数の教師で対応する。
- 保護者の言い分を共感的に受け止める。
 - ・事実関係を正確に知らせ、保護者の考えを聞く。
- 学校の全職員が協力して、いじめをなくす努力をすることなどを具体的に説明する。
- 誠意ある対応に心がける。
 - ・いじめの相談はもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
 - ・家庭訪問を行い、話し合いの機会を早急に持つ。その際、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
 - ・いじめについて学校が把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
- 学校での様子や取り組みについて、その都度家庭に連絡する。こまめに行うことがよい。必要に応じて、個別の面接や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。

(3) いじめた子への対応

- いじめの事実を確認する。
 - ・決めつけず、冷静な口調でいじめの行為の事実を聞き出すようにする。
 - ・いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聞き、実態をできるだけ正確に把握する。
 - ・複数でのいじめの場合は、複数の教師の力を借りて、一人ずつ間を置かず指導する。
- いじめを行った行為の責任について気づかせる。
 - ・いじめを受けた子どもの人権を侵害する行為であること。
 - ・いかなる理由があっても、決して許される行為ではないこと。
 - ・自分の行為を正当化し、理由付けをしてはいけないこと
 - ・相手に大きな苦しみを味わわせ、とりかえしのつかないことをしたということ。
 - ・いじめがどのような痛ましい結果を招くか。その子だけでなく家族をも悲しい思いをさせ

ること。自分がされたら、どんな気持ちになるか。安易に謝って終わりにしようとさせない。

- ・いじめに至った原因を明らかにする。
- いじめの背景や要因の理解に努める
 - ・いじめた理由や動機を聞き、本人の心の内を理解する。他の子に命令されている場合もあることに注意する。
 - ・集団の場合、集団内の力関係や一人ひとりの言動を正しく分析して指導する。
 - ・背後に潜むストレスや不信感などを把握する。
- 継続的な観察と指導を行う。
 - ・いじめが解決したとみられる場合でも、教師の気づかないところでいじめが続くこともある。解決したと安心せず、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行う。
 - ・いじめの行為の内容によっては、警察等の協力を得た厳しい対応策をとる。

(4) いじめた子の保護者への対応

- 事実を正確に伝え、子ども本人に確認するよう理解を求める。
 - ・保護者は、事実の確認をせず全面的に否定したり、一方的に我が子を責めたりする場合もあるので、責めるのではなく、冷静にいじめの事実を伝える。
 - ・今のままではもっと大変なことになる。今こそ、保護者と教師が子どもと向き合って、よりよい方向へ導いていきたいという気持ちで接する。
- 学校としての指導の具体的な内容や方針を説明し理解を求める。
- いじめを受けた子どもと保護者への謝罪等について話し合う。保護者が謝罪の気持ちを表し行動することで、子どもをただすことができることを説明する。
- 子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) 周囲の子どもへの対応

- いじめの傍観者は、いじている者への暗黙の是認となり、いじめられている者にとってはその圧力を強化する働きをしていることを理解させる。傍観者はいじめに同調し、助長していることを理解させる。
- 自分もやられたらという不安な気持ちを受容しながらも、仲裁者の正義感を認め、学級全体へ広げる。
- 学級活動や道徳を通しての指導を行う。
 - ・いじめられている者の心の苦しさを理解させ、いじめを止められなかった自分たちの心の弱さに焦点を当てて指導する。
 - ・日記や作文等を通して、学級のいじめを題材として指導する。
 - ・困っているときや寂しいときに、友だちに励まされたり慰められたりした時のうれしさを扱い、互いに支え合おうとする心情を育てる。

(6) 教職員の対応

情報収集後、早急にチーム会議を開く（できれば24時間以内）

- 情報収集後、できるだけ早くチーム会議（いじめ問題対策会議）を開き、対応策を決定する。
＜メンバー＞（原則）
校長、教頭、生徒指導主任、担任、学年主任、養護教諭、（子と親相談員）
- 被害者、加害者、周囲からの情報、保護者からの聞き取り、事実の経過を共有する。
 - ・この時、憶測、推測を入れず具体的な事実のみを時系列で整理する
- 共有した情報をもとに、指導・援助方針と指導体制を立ち上げる。
 - ・誰が、誰に、いつまでに、何をするのか、すぐに行うこと、中・長期的取り組みを明らかにする。
 - ・被害者の安全、心の安定を最重要視する。
- 保護者に具体的な対応策を示す。以後、こまめな情報提供と協力を願うこと等に配慮する。